

**R I S E**

ライズ

## 労働委員会に好印象を与えるべく、さも職務を 全うしていたとアピールする、前・須藤総務科長！

9月5日(水)、都庁34階の労働委員会会場において第9回・都労委審問が行なわれました。今回は、会社側の主尋問で、元・東二両須藤正文総務科長と元・人事課新田雅巳課長が行なわれました。

まずは、会社側中山弁護士から元・須藤総務科長への主尋問が始まりました。本人から提出された陳述書の記述確認から入り、内容の検証を行なっていきます。

- 9時からの業務開始を控えて整然と勤務に就くための準備を行なっている総務科に、突如大挙して押しかけてきた
- 17名もの人数で総務科に大挙押しかけ、私の再三に亘る退去命令に従わず総務科に滞留し、口々に抗議を行なった
- 7名が総務科に入室し、その他の10名については、総務科の入口を塞ぐように、総務科前の廊下に滞留していた
- ビデオカメラで撮影している組合員に対して、直ぐに撮影を中止するよう指示した
- 再三に亘る退去命令及び撮影中止命令に従わないどころか、組合員が突然、抗議文なるものを読み上げようとしたため、やめるよう通告した

などと、さも自分は、会社の使命に基づき職務を全うしていたことを、労働委員会に印象づけるかに終始していました。

私たちJR東海労組合員は、この間、定期昇給やボーナスにおいて、誰かしらの組合員が減率という制裁を下されています。それは全く身に覚えのないことであり、しいて言えば、標準化における喚呼の言い忘れや、チョークチェックの付け忘れぐらいでしかないのです。まさか、それが理由なの？と、疑いたくなるほどです。これは一種の嫌がらせではないのか。ですから何故、減額されたのか本当の理由を聞きに行くのです。管理者の返答は、決まって本人に話します。他の人は帰って下さい、と門前払いさせます。それで返ってくる言葉は“総合的判断”だけとしか言わない。新幹線鉄事が判断したことであって、自分達は、知らぬ存ぜぬで無関係を装うのだ。執拗に説明を求めても、ここは労使協議をする場所ではないと言い、文句があれば、苦情申告を行なえばいい、と言う考えでしかないのです。また就業規則(23条)を持ち出して、「会社施設内での無許可の組合活動は禁止している。」その規則に触れることで、挙句の果は事情聴取であり、お決まりの処罰を乱発する。物言わぬ社員を作らんがための暴挙に出ていることは明らかです。会社のために黙って働いていればいい、まさに忠実なシモベ社員を作り出すためでしかないのです。

このような異常な会社を作らせないために、私たち労働者は、皆さんと共に闘っていかねばならないのです。そして、本来労働者のあるべき職場に戻して行こうではありませんか。

次回は、今回審問を行なった二人の反対尋問です。これが最後の審問となります。多くの仲間の参加と共に、真実を力強く訴え闘って行きましょう。